

契 約 書 (案)

1 業務名

緊急雇用創出事業基金事業 地域人づくり事業 (雇用拡大プロセス)
愛知産ジビエ利活用促進人材育成業務

2 業務内容

別紙「愛知産ジビエ利活用促進人材育成業務仕様書」のとおりとする。

3 契約金額

金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

ただし、上記委託業務の実施に要する経費のうち、新規に雇用する失業者の人件費 (以下「新規雇用失業者人件費」という。)、それ以外の経費 (以下「その他の経費」という。) の予定額は次のとおりとする。

なお、その他の経費の内訳は、既雇用者等の人件費 (以下「既雇用者人件費」という。)、人件費以外の経費 (以下「物件費」という。) とする。

(新規雇用失業者人件費)	金	円
(その他の経費)	金	円
・ 既雇用者人件費	金	円
・ 物 件 費	金	円

4 契約期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5 契約保証金

6 その他特約事項

別紙「雇用等に関する事項」を遵守すること。

別紙「委託料の支払いに関する特約事項」を遵守すること。

別紙「愛知県個人情報取扱事務委託基準」を遵守すること。

愛知県 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) との間において、上記愛知産ジビエ利活用促進人材育成業務の委託について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 所在地
名 称 愛知県
代表者

乙 住所 (所在地)
名 称
代表者

(遵守事項)

第1条 本委託業務は、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大を通じて「全員参加」を可能とする環境を整備することを目的として実施するものであり、乙は、この目的を理解し、事業実施に努めなければならない。

2 乙は、本委託業務の実施にあたっては、国の「緊急雇用創出事業実施要領」を遵守しなければならない。

3 乙は、失業者の雇用等に関しては別紙「雇用等に関する事項」に基づき事務を処理しなければならない。

4 乙は、本委託料の支払事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国及び県が実施するものを受給することはできない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第64条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(一括再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りではない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、この契約による事務を処理する上での個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事務委託基準」を守らなければならない。

(人材育成・就業支援計画の提出)

第7条 乙は、契約締結後速やかに、「人材育成・就業支援計画」（1号様式）を作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、第1項の計画の記載内容に変更が生じた場合、速やかに修正し、必要があれば追加して甲に提出するものとする。

3 甲は、第1項および第2項により提出された計画の内容を確認し、それが適正であると認める場合は、乙に対して書面により承認をするものとする。

(雇用・就業計画書の提出)

第8条 乙は、契約締結後速やかに、「雇用・就業計画書」（2号様式）を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の計画書の内容を確認し、それが適正であると認める場合は、乙に対して書面または口頭により承認をするものとする。

(変更契約)

第9条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得てこの

契約の内容を変更できるものとする。

- (1) 委託業務の実施の途中において、契約内容の変更を行う必要が生じたとき
- (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等によりこの契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき
(調査等)

第 10 条 甲は、この契約の履行の状況について随時に調査できるものとし、必要があると認める場合には、乙に対しこの契約の適正な履行を求めることができる。

- 2 乙は、甲からこの契約における人材育成・就業支援の実施状況に関する報告を求められた場合は、速やかに「人材育成・就業支援実施状況報告書」(3号様式)及び「雇用・就業状況報告書」(4号様式)を作成し、甲に提出しなければならない。

(監督)

第 11 条 甲は必要があるときは立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(実績報告及び検査)

第 12 条 乙は、委託事業を完了したときは、速やかに、当該委託業務の成果を記載した「人材育成・就業支援実績報告書」(5号様式)、「雇用・就業実績報告書」(6号様式)、「委託業務完了報告書」(7号様式)及び委託事業の内容をまとめた報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、乙から前項の報告があったときは、10日以内にこれを検査し、その内容がこの契約の目的を達成していると判断したときは、乙に対し検査合格の通知をするものとする。
- 3 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

(履行遅延の場合における違約金)

第 13 条 乙が、履行を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。)に対し、年14.5パーセントの割合で算出した額とする。
- 3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(甲が支払うべき額の確定)

第 14 条 甲は、第 12 条第 2 項の検査の結果、委託業務の実施に要した経費が本契約の内容に適合すると認めたときは、別紙「委託料の支払いに関する特約事項」の規定に基づき、乙に支払うべき額を確定し、乙に対し通知するものとする。

(委託費の支払)

第 15 条 甲は、前条に規定する額の確定の通知後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に前条により確定した額を乙に支払わなければならない。

- 2 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づいて年2.9パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。
- 3 甲は、乙の請求により必要があると認めるとき(平成27年4月1日以降に限る。)は、第1項の規定にかかわらず、委託期間の途中において委託業務の実施に要する経費の一部を乙に支払うこと(以下「概算払」という。)ができる。
- 4 乙は、前項の概算払を請求するときは、甲が別に定める概算払請求書を甲に提出するものとする。
- 5 乙は、第3項の規定により概算払を受けたときは、前条に規定する額の確定通知受理後10日以内に、甲が別に定める概算払精算書を甲に提出するものとする。ただし、概算払を受けた金額と確定後の金額とが同一であるとき又は概算払を受けた金額が

確定後の金額を下回るときは、この限りでない。

(委託料返還等の権利)

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。

- (1) この契約に違反したとき
- (2) 第 12 条第 2 項の検査の結果、第 7 条で定める「人材育成・就業支援計画」を達成できない程度が甚だしいとき
- (3) 第 12 条第 2 項の検査の結果、第 7 条で定める「人材育成・就業支援計画」が悪意をもって達成できないとき

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 故意に契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。
- (3) 甲の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- (5) 契約解除の申立てをしたとき。
- (6) 所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また、既納物件があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 18 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして、独占禁止法第 65 条又は第 67 条の規定による審決（独占禁止法第 67 条第 2 項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (4) 乙が、公正取引委員会が乙に独占的状态があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴

えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

- (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (6) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
 - 3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第19条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第4号までのうち、排除措置命令、課徴金の納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前条第1項第5号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
 - (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第1項第5号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。
(妨害等に対する報告義務等)
- 第21条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。
(愛知県財務規則の準用)
- 第22条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。
(紛争の処理)
- 第23条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。
(帳簿類の保管)
- 第24条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関する関係帳簿及び関係書類、人材育成・就業支援に関する関係書類及び委託業務に従事する労働者に関する労働関係帳簿類を、平成33年度まで保管しておくものとする。
(協議)
- 第25条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。